#### 高等学校学習指導要領改訂案

# 全高長、高校新学習指導要領の「英語で授業」に、 学校の"裁量幅"の明確化を求む!

「はどめ規定」削減は評価しつつも、 学校間の競争拡大や大学入試の出題内容に懸念

旺文社 教育情報センター 21年2月

文部科学省は 20 年 12 月、高等学校学習指導要領案を発表し、1 か月間の意見公募(パブリックコメント)を行った。

全国高等学校長協会(全高長:会長・戸谷賢司)は、今回の高等学校学習指導要領案を概ね 評価しているが、注目されている「英語の授業を基本的に英語で行う」ことに関しては、 各学校に裁量幅を持たせるといった趣旨を解説書等に明記することを文科省に求めている。 また、理科・数学等の「はどめ規定」の原則削除も評価するとした上で、学校間の過度の 競争や大学入試の出題内容についての配慮を求めている。

以下に、高等学校学習指導要領改訂案についての全高長の意見概要を紹介する。

#### 1. 国語、数学、英語の必修科目について

- 国語の「国語総合」、数学の「数学 I」、英語の「コミュニケーション英語 I」がそれぞれ全員必修科目(共通必履修科目)になったことは、国民全員の教養を下支えする意味において評価するとしている。
- 国公立大学等の入試科目増の環境下で、平成11年の学習指導要領改訂により中学校の学習内容の一部が高等学校に移され、高等学校には過重の負担がかかっているという。今回の改訂案では、中学校から高等学校へ移行された内容の多くが再び中学校に戻されるため、高等学校にとっては負担軽減となり、評価している。

#### 2. 英語の単語数、授業形態について

- 英語で学ぶ標準的な単語数が1,300語から1,800語となることは、今後扱える教材の幅が増え、評価している。
- 各教科で生徒の言語活動を充実するという方針は、評価している。

しかし、英語の授業を基本的に英語で行うということに関しては、国民が生きた英語を 学ぶという方向では支持するが、この実施により授業進度が遅滞する可能性が考えられる という。さらに中学校からの入学時点において極めて生徒の学力が多様化しており、日本 語による授業でも理解させることが困難である生徒も多数在籍していると指摘。これらの ことから、定められた進度のなかで英語による授業をどの範囲まで実行するのかは、各学 校における裁量幅が与えられていると捉えている。 こうしたことから、「基本とする」との表現が裁量の程度を示している、という趣旨を 解説書等に明記するよう求めている。

## <編集部注> 高等学校学習指導要領案:第8節 外国語 第3款 英語に関する各科目に共通する内容等

4 英語に関する各科目については、その特質にかんがみ、生徒が英語 に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーション の場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする。その際、生 徒の理解の程度に応じた英語を用いるよう十分配慮するものとする。

#### 3. 「はどめ規定」削除について

- 理科、数学等の内容について、「はどめ規定」(詳細な事項は扱わないなどの規定)を 原則削除したことは評価している。
- ただ、このことで、学校間における過度の競争が起こらないような配慮を求めている。 また、大学入試の出題内容についても、配慮を求めることが必要であるとしている。

#### 4. 授業時数について

- 授業時数について「必要がある場合には増加することができる」ことの明文化については、土曜日の活用や0時限目、7時限目の授業が数多く実施されている現状からみて評価するとしている。
- 短時間単位の授業を授業時数に含めることができるとの規定も、現在行われている実態を認めることであり、評価している。
- しかし、授業時数不足の根本的な原因の一つが、教育公務員の週5日勤務にもからんだ学校週5日制にあるとしている。そのため、教員数の増員などの予算的な措置を講じることにより、長期的には、「教員週5日勤務、生徒週6日授業」を学校裁量で選択可能とするなどの制度変更を望んでいる。

#### 5. 学習の遅れがちな生徒への対応について

- 義務教育段階での学習内容を復習する機会の設置については、現段階でも各学校における補習等で様々に対応しているのが現状だという。今回の改訂案は、この現状に対する追認の意味もあると捉えている。
- この問題は、現段階の対応でも学校によってはかなりの負担増となっており、教員の 負担軽減が課題であるとしている。

## 6. 道徳教育について

○ 道徳教育が高等学校教育においても必要であることは、言をまたないと断じている。

その中で、今回作成が義務づけられた全体計画については、計画作成に多くのエネルギーが割かれることで、肝心の計画の実行に支障が出るようなことのないように、確実な実行につなげられるような形式、分量の設定を求めている。

## 7. 特別支援教育について

○ 高等学校に在籍する障害のある生徒への配慮として、個別計画作成が例示された。また、特別支援学校においても、重複障害者のみが対象であった生徒の個別指導計画作成が 全生徒について義務づけられた。

これらのことは、生徒へのきめ細かな対応を進める上では評価できるが、高等学校への特別支援コーディネーターの定数配置や特別支援学校への教員定数増などの施策が同時に実施されないと、この措置がそのまま教員の過重負担となり、かえって教員が個々の生徒に接する時間を減ずるというような矛盾が生じかねないと懸念している。

## 8. キャリア教育推進について

○ 就業体験の重要性については認識しているが、現在のような経済状況の中で、企業負担を強いる就業体験引受先の確保の困難さを推測している。

現在、就業体験が実施され、体験先確保の困難さが指摘されている中学校に比べて規模の大きい高等学校の生徒数を考えたとき、引受先を確保する困難さはより大きなものとなることが予想されるという。引受先の開拓を学校のみが行わなければならないことのないように、行政機関や企業団体の積極的な協力を求めている。

### 9. 部活動指導について

- 部活動指導については、部活動に関する教育内容が学校教育に所属すべき内容なのか、 社会教育に所属すべき内容なのかは当協会会員の中にも異なった見解が複数存在してい るという。
- 少なくとも現在、学校教育の中で多くの部活動がなされ、主として教員がその指導に当たっている現状を鑑みると、特別教育活動の項目としてではなく、総則の一部としてであっても「学校教育の一環として」の文言が記入されたということは、一つの前進であると捉えている。
- 今後この方向性を取るならば、実質的に指導に当たっている教員の服務形態に制度的な配慮が必要だという。また、地域との連携により運営を工夫するにしても、地域の受け 皿作りは学校ができる範囲を超えており、行政機関等の積極的な関与を求めている。